

第1回 宅地開発における無電柱化の実効性ある推進方策検討会

日時：令和7年1月28日（火）10時15分～
場所：東京都庁第二本庁舎10階203会議室

次第

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議 事
 - ・ 宅地開発無電柱化の現状と課題
 - ・ その他
- 4 閉 会

有識者検討会委員

氏名	所属	役職	専門分野	主な経歴
すずき たかのぶ 鈴木 崇伸	東洋大学 理工学部 都市環境デザイン学科	教授	土木工学/地震工学	・(国)無電柱化推進のあり方検討委員会 ・(国)無電柱化における管路部等の低コスト化WG
いながき けいこ 稲垣 景子	横浜国立大学 大学院都市イノベーション研究院 都市イノベーション部門	准教授	都市防災/都市・地域計画	・(国)地理空間情報の活用等に関する関東地域連携協議会 ・(都)東京都環境審議会
おく まみ 奥 真美	東京都立大学 都市環境学部 都市政策科学科	教授	環境法/行政法	・(都)環境影響評価審議会 ・(都)盛土のあり方検討会議 有識者検討会

宅地開発無電柱化の現状と課題

無電柱化推進法、道路法施行規則の概要

○無電柱化の推進に関する法律（平成28年12月法律第112号）

（電柱又は電線の設置の抑制及び撤去）

第十二条 関係事業者は、社会資本整備重点計画法(平成十五年法律第二十号)第二条第二項第一号に掲げる事業(道路の維持に関するものを除く。)、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第七項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施される場合には、これらの事業の状況を踏まえつつ、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにするとともに、当該場合において、現に設置し及び管理する道路上の電柱又は電線の撤去を当該事業の実施と併せて行うことができるときは、当該電柱又は電線を撤去するものとする。

○道路法施行規則の一部を改正する省令（平成31年4月国土交通省令第32号）

（電線の占有の場所）

第四条の四の二 道路の新設、改築又は修繕に関する事業、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第七項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施されている区域において電線を地上に設ける場合における令第十一条の二第二項において準用する令第十一条第一項第一号に規定する公益上やむを得ないと認められる場所は、当該事業の実施と併せて当該電線を道路の地下に埋設することが当該道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場所に限るものとする。

東京都無電柱化推進条例の概要

○東京都無電柱化推進条例（平成29年6月14日条例第58号） （定義）

第二条 二 道路 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第二条第一項に規定する道路で、都が管理するものをいう。

（道路の占用の禁止等）

第九条 都は、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保及び良好な都市景観の創出を図るために、道路について、道路法第三十七条第一項の規定による道路の占用の禁止又は制限その他無電柱化の推進のために必要な措置を講ずるものとする。

（電柱又は電線の設置の抑制及び撤去）

第十条 関係事業者は、社会資本整備重点計画法(平成十五年法律第二十号)第二条第二項第一号に掲げる事業(道路の維持に関するものを除く。)、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第七項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施される場合には、これらの事業の状況等を踏まえつつ、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないものとする。

東京都の無電柱化に対する取組

(1) 東京都の取組

無電柱化の推進に当たっては、無電柱化事業などで「電柱を減らす」一方で、これ以上「電柱を増やさない」ことも重要です。

都では、電柱の新設禁止に向けて以下の取組を進めてきました。

1) 都道での取組

平成 29 年 6 月に、基本理念や、都及び関係事業者の責務などを定めた都道府県で初の「東京都無電柱化推進条例」を策定し、併せて同年 9 月には道路法第 37 条第 1 項の規定により、都道全線において電柱の新設を禁止しました。

2) 港湾エリアへの展開

平成 29 年 9 月に、東京都港湾管理条例を一部改定し、臨港道路全線での電柱の新設を禁止しました。

今後は、電柱の新設禁止エリアを東京港や島しょのふ頭敷地等へ拡大していきます。

※東京都島しょ地域無電柱化整備計画（令和4年1月）で拡大済

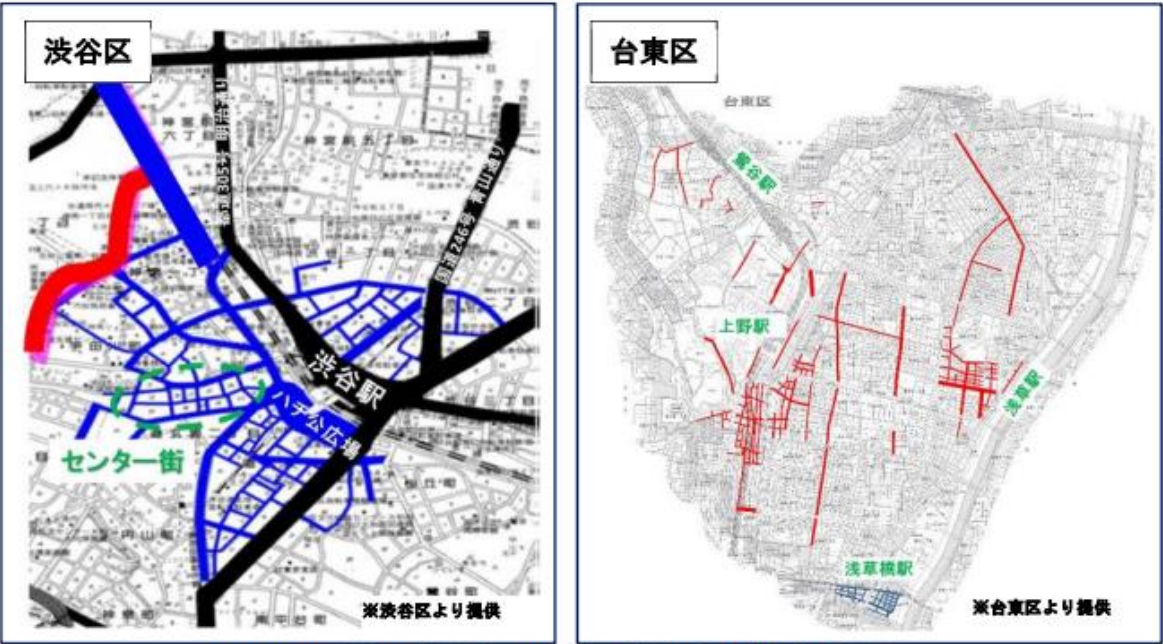
(2) 区市町村への電柱の新設禁止の普及

電柱の新設禁止の取組は都道のみならず、都内の道路の約 9 割を占める区市町村道にも広めていく必要があります。

このため、「東京都電柱新設禁止連絡会議」を創設し、区市町村に対して先進事例の紹介や事務手続の流れを記載したパンフレットなどを活用して普及啓発を行い、はたらきかけを強化していきます。

表IV-5 区市町村道における電柱の新設禁止の実績

自治体	実施時期	対象路線数
日の出町	令和元年 8 月 1 日	1 路線（緊急輸送道路）
中野区	令和 2 年 2 月 5 日	5 路線（避難道路）
清瀬市	令和 2 年 3 月 2 日	1 路線（緊急輸送道路）
渋谷区	令和 2 年 5 月 1 日	106 路線（緊急輸送道路等・商店街等交通輻輳道路）
台東区	令和 2 年 9 月 15 日	120 路線（緊急輸送道路等・交通輻輳道路）



図IV-23 電柱の新設禁止の事例（着色部分が対象路線）

出典：「無電柱化加速化戦略 2021(令和3)年2月」 P23-24

東京都の無電柱化に対する取組

- 1. 都道**・・・センター・コア・エリア※99% ※概ね首都高速中央環状線の内側エリア
 - ・都内全域で無電柱化（第一次緊急輸送道路、環七内側、主要駅周辺等を重点整備）
 - ・道路の新設・拡幅時に原則無電柱化
 - ・新規占用を原則禁止
- 2. 区市町村道**・・・無電柱化率2%（2014(平成26)年時点:無電柱化推進検討会議配布資料参照）
 - ・区市町村の取組を支援（費用の助成、技術的支援）
- 3. 港湾（臨港道路等）**・・・地中化率56%（令和4年度末時点）
 - ・東京港の全エリア無電柱化を目標
- 4. 島しょ**・・・緊急整備区間10kmの整備推進、18港のうち1港完了、7港整備推進（令和5年度末時点）
 - ・都道その他、港・空港で無電柱化推進
- 5. 都施行区画整理**
 - ・都が無電柱化を実施
- 6. 区市町村・民間施行区画整理・再開発**
 - ・無電柱化を都の補助金の要件化、費用の助成等
- 7. 都市開発諸制度**
 - ・開発区域内の無電柱化を義務化、区域外の無電柱化は公共貢献として評価
- 8. 開発行為（宅地開発）**・・・道路新設を伴う開発許可約500件/年(試算)のうち、10件（令和5年度末実績）

都市計画法に基づく開発許可

■開発行為

主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更

■都市計画法

(開発行為の許可)

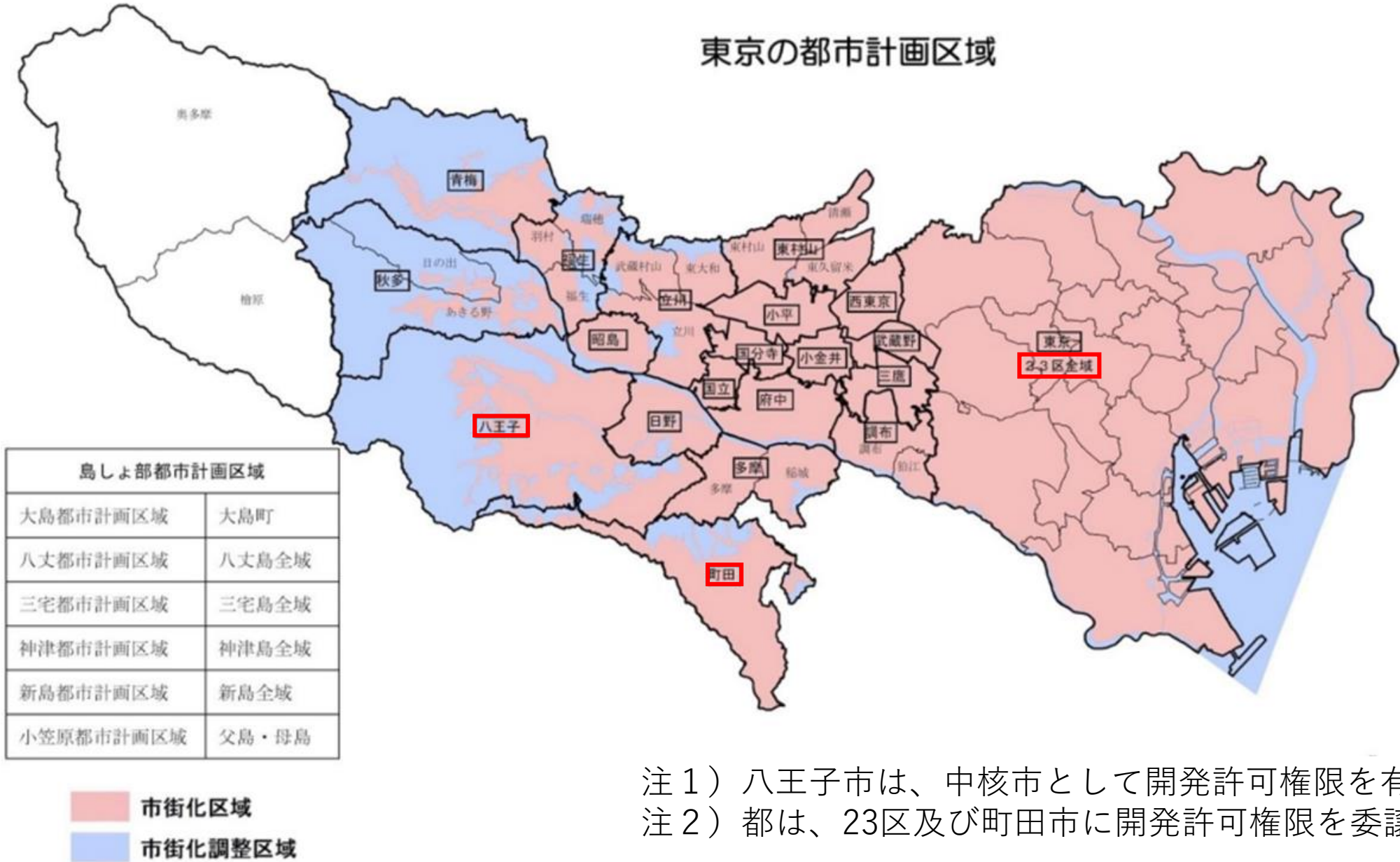
第二十九条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。))の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。)の許可を受けなければならない。

■開発許可の面積要件(東京都)

対象区域	面積要件
市 街 化 区 域	500㎡以上
市 街 化 調 整 区 域	面積要件なし
非 線 引 ・ 準 都 計	3,000㎡以上
都計・準都計区域外	1 ha以上

⇒都内における開発許可の
主な対象は、500㎡以上の開発

都市計画法に基づく開発許可



注1) 八王子市は、中核市として開発許可権限を有している
注2) 都は、23区及び町田市に開発許可権限を委譲している

開発行為における無電柱化の現状

■都市計画法

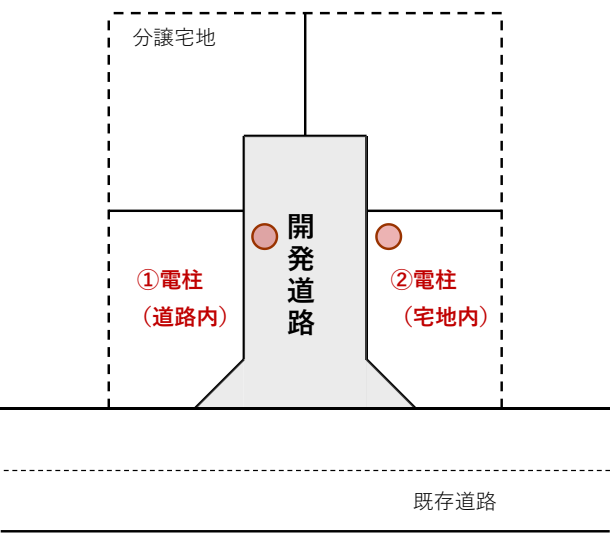
(開発許可の基準)

第三十三条 都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準(第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。)に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。

⇒ 基準に「無電柱化」はなし

⇒ 道路新設を伴う開発許可（都内約500件/年：試算）のうち、無電柱化は年10件程度

■開発許可における新設電柱（イメージ図）



■新設電柱の事例（開発許可：狛江市）



○開発許可の基準（都市計画法第三十三条第一項各号の概要）

- 一 用途の規制(用途地域等)への適合
- 二 道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地
- 三 排水施設
- 四 給水施設
- 五 地区計画等に即した設計
- 六 公共施設、公益的施設及び予定建築物等の用途の配分
- 七 地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するための措置
- 八 開発不適地(土砂災害特別警戒区域等)の除外
- 九 樹木の保存、表土の保全等
- 十 緑地帯その他の緩衝帯
- 十一 道路、鉄道等による輸送の便等からみて支障がない
- 十二 申請者の資力・信用
- 十三 工事施行者の能力
- 十四 関係権利者の同意

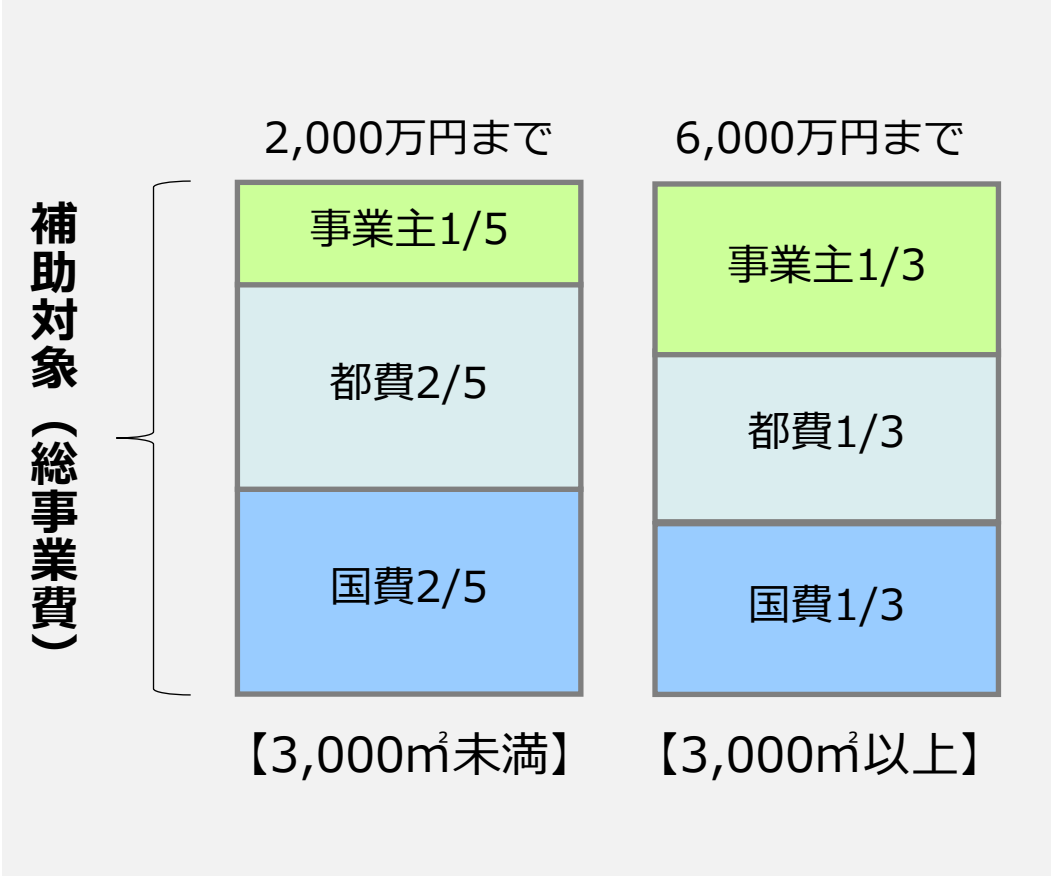
宅地開発無電柱化推進事業（補助金）

■事業概要

宅地開発により新たに築造される道路の電線類を地中化した場合に、要する費用の一部について助成

■事業の内容

- 対象事業
 - ・都内で開発許可により新たに道路を築造する宅地開発
- 対象費用
 - ・設計費、工事費
- 補助割合等
 - ・右図のとおり
- 事業期間
 - ・前身となる制度を含め、令和2年度より実施中
- 令和5年度実績
 - ・10件（申請ベース）
 - ・交付決定額 165百万円（事業主負担分除く）



補助割合、限度額

■事業概要

相談窓口を設置し、配線計画や事業スケジュール等の資料作成支援を行い、設計の担い手確保、育成

■事業の内容

○支援内容

- ・ 開発道路の無電柱化を行う場合の配線計画案作成、想定事業スケジュールの作成、概算事業費の算定、その他宅地開発無電柱化に関する個別相談対応

○対象者

- ・ 開発事業者及び開発事業者から設計を依頼された設計会社

○対象要件

- ・ 宅地開発無電柱化推進事業に準じる

○事業期間

- ・ 令和6年9月～令和7年2月21日まで

○その他

- ・ （公財）東京都都市づくり公社を窓口とする

■事業概要

宅地開発無電柱化に取り組む事業者を増やしながらかく普及させることを目的として、無電柱化を推進する事業者を都が認定する制度を創設

■事業の内容

○制度概要

- ・認定事業者を都のHPで紹介、各取組事例の周知等による普及啓発
- ・認定ロゴマーク（登録番号入り）を付与し、企業のイメージアップに寄与

○認定要件

- ・都内での無電柱化の施工が確認された者
- ・認定規定の内容について同意した者

○募集期間

- ・令和6年12月13日から令和7年2月28日まで
※令和7年3月に事業者を認定予定

